

南西諸島に固有の両生類・爬虫類のペット取引



調査 南西諸島固有種の国内・海外市場調査

市場調査の方法 調査期間：2017年1月～2018年1月

南西諸島固有の両生類・爬虫類67種・亜種を対象に日本国内のペット市場と欧州・米国のオンラインペット市場を調査した。

国土地理院地図を加工して作成



市場調査の結果

取引の有無



67種のうち37種がペット取引の対象となっていた



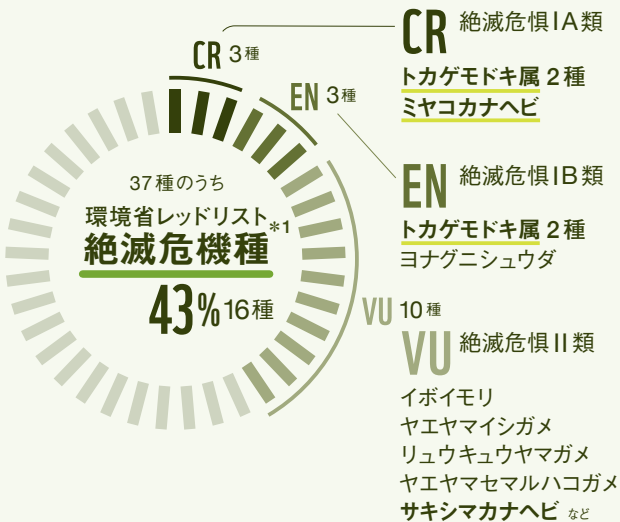
国内海外 両方



活発な取引が確認された種

海外市場	国内市場
トカゲモドキ属	シリケンイモリ
アオカナヘビ	ヤエヤマシガメ
ヤエヤマシガメ	サキシマカナヘビ
サキシマカナヘビ	サキシママダラ
ミヤコカナヘビ など	ヨナグニシュウダ など

絶滅危機種の占める割合



取引が確認された37種のうち、16種が絶滅のおそれが高い種であった。特に海外市場において、絶滅危機種が取引されている傾向が強い。

捕獲・取引が規制されている種

	*2 国際取引規制	*3 国レベルの規制	*4 地方自治体レベルの規制
ヤエヤマシガメ	ワシントン条約	—	市町村条例
リュウキュウヤマガメ	ワシントン条約	天然記念物	—
ヤエヤマセマルハコガメ	ワシントン条約	天然記念物	市町村条例
トカゲモドキ属	—	種の保存法	都道府県条例
クロイワトカゲモドキ	—	種の保存法	都道府県条例
オビトカゲモドキ	—	種の保存法	都道府県条例
マダラトカゲモドキ	—	種の保存法	都道府県条例
イヘヤトカゲモドキ	—	種の保存法	都道府県条例
クメトガケモドキ	—	種の保存法	都道府県条例
イボイモリ	—	種の保存法	都道府県条例
ミヤコカナヘビ	—	種の保存法	市町村条例
ミヤコヒキガエル	—	—	市町村条例
サキシマカナヘビ	—	—	市町村条例
サキシマアオヘビ	—	—	市町村条例
サキシママダラ	—	—	市町村条例
サキシマバイカダ	—	—	市町村条例

未規制 シリケンイモリ、サキシマヌマガエル、オキナワアオガエル、ヤエヤマアオガエル、ヒメアマガエル、タカラヤモリ、オキナワヤモリ、パーバートカゲ、オキナワトカゲ、イシガキトカゲ、ヘリクロヒメトカゲ、アオカナヘビ、オキナワキノボリトカゲ、サキシマキノボリトカゲ、アマミタカチホヘビ、サキシマスジロ、ヨナグニシュウダ、リュウキュウアオヘビ、アカマタ、トカラハブ、サキシマハブ、ヒメハブ

取引が確認された37種のうち、15種は、捕獲・取引が禁止または制限されている。

問題と提言 ① 海外市場の問題 規制なく取引される希少なトカゲ

絶滅のおそれが高く、種の保存法で捕獲・取引が禁止されている南西諸島固有のトカゲモドキ属とミヤコカナヘビが海外で活発に取引されている

違法捕獲・取引された個体やそれらを元に繁殖させた個体である可能性が大きい

市町村条例による捕獲規制しかないサキシマカナヘビと未規制のアオカナヘビが海外で数多く取引されている

過剰な取引に繋がり、絶滅のおそれが高まる懸念がある

政府は、直ちにワシントン条約の規制対象に加え、違法取引を防止し、海外での取引を監視すべき

政府は、種の保存法の保護対象に指定した上で、ワシントン条約でも規制し、国際取引を監視すべき

*1 絶滅危機種

絶滅のおそれの高い3つのランク (CR, EN, VU) に掲載された種の総称。環境省では、絶滅危機種と呼ぶ。

*2 国際取引規制

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (ワシントン条約)」を指す。絶滅のおそれのある野生の動植物が過剰に利用されることを防ぐため、国際取引を規制する。附属書に掲載された種・個体群がその対象となる。

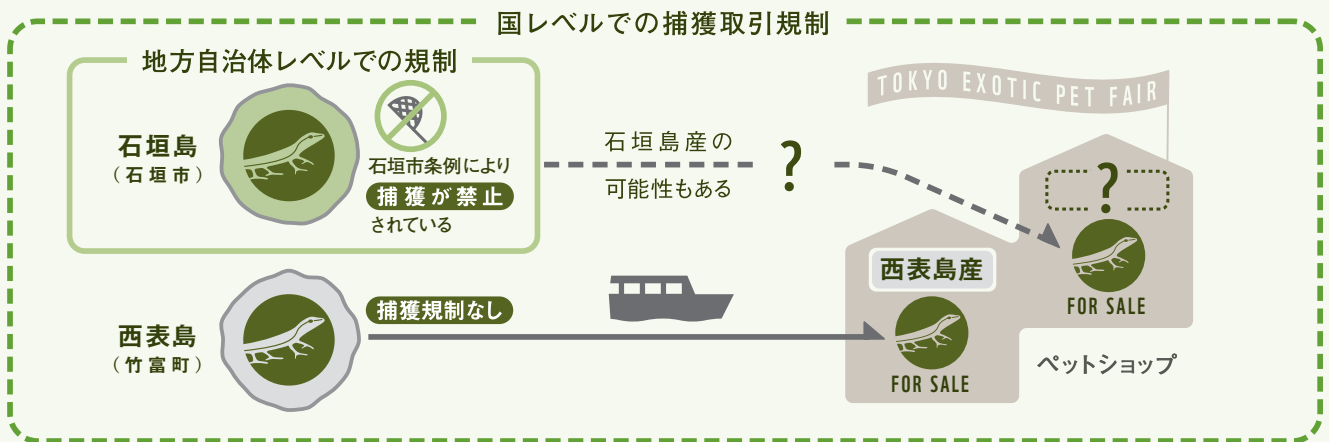
*3 国レベルの規制

国内全域で指定種の捕獲・取引などを禁止する規制を指す。「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (種の保存法)」および「文化財保護法」が該当する。

*4 地方自治体レベルの規制

都道府県市町村 (地方自治体) 内でのみ有効な指定種の捕獲や現状変更を禁止する条例を指す。自然環境保全条例や文化財保護条例が該当する。

問題と提言 ② 国内市場の問題 条例による保護の限界とコンプライアンス意識の低い事業者



条例により捕獲禁止となっている石垣島産サキシマカナヘビが、捕獲地表示のない状態で公然と販売されている可能性がある。

- ✓ サキシマカナヘビは石垣市の条例で捕獲規制されているが、他の生息地では規制されていない
 - ✓ 石垣市条例では、石垣島内での捕獲を禁止するのみで、東京などでの販売は直接規制できない
 - ✓ ペットショップ等事業者には販売時に捕獲地を表示する義務があるが、守られていない
 - ✓ 石垣島で捕獲・繁殖をおこなっていることを明言するペット事業者がいる
- 絶滅のおそれの高い固有種を違法捕獲・過剰利用から守るには、地方自治体レベルの規制だけでは不十分
- 生き物を扱うプロであるはずのペット事業者のコンプライアンス意識が低い

- ✓ 政府は、条例でのみ保護されている固有種を種の保存法の保護対象に指定して、国レベルで捕獲・取引を規制すべき
- ✓ ペット事業者は、法令遵守の徹底、違法取引の排除とトレーサビリティの確立をすべき

南西諸島特有の生物と世界遺産登録



南西諸島の固有種

日本列島の南西部、沖縄を中心に九州南端から台湾まで連なる南西諸島。温帯と亜熱帯、双方の気候と動植物相をあわせもつ南西諸島は、世界的に見ても貴重な自然環境が今も残っている。ヤンバルクイナ、イリオモテヤマネコ、アマミノクロウサギ、キクザトサワヘビなど南西諸島の島々には、世界のこの場所でしか見ることのできない固有種や固有亜種が数多く生息する。

世界自然遺産

南西諸島の一部は、ユネスコ世界自然遺産への登録を目指している。本来は特有な生態系保全の為の世界遺産登録ではあるが、観光開発による生息地の劣化に加え、世界的な注目が集まることで南西諸島固有種への愛好者・コレクターの関心が一層高まることも懸念される。

地図：(左図) 地理院地図を加工して作成 Shoreline data is derived from: United States, National Imagery and Mapping Agency, "Vector Map Level 0 (VMAPO)," Bethesda, MD; Denver, CO: The Agency, USGS Information Services, 1997. (右上图) 地理院地図を加工して作成

詳しくは報告書「南西諸島固有両生類・爬虫類のペット取引」をご参照ください URL: https://www.wwf.or.jp/activities/data/20180523_wildlife01.pdf